

金沢市中小企業国内特許等取得支援事業補助金 申請要領

1. 補助金について

補助制度概要

- ・ 知的財産の保護及び活用を支援し、産業の活性化を図るため、特許権及び実用新案権の取得にかかった出願経費に対し、補助金を交付します。

スケジュール

申請者

①特許権等の出願・経費の支払 (R8. 6. 25以降)

②特許権等の登録



③申請書類・請求書等の提出 (登録日から3か月以内)



④交付決定（金額確定）通知送付、補助金の支払等



金沢市

2. 補助対象者

補助対象者

以下の（１）～（５）全てを満たす者

- （１） 中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」）、もしくは中小企業基本法第２条第５項に規定する小規模企業者（以下「小規模企業者」）であること
- （２） 本市内に本社または事業所を有する者
- （３） 次のいずれかに該当する者（※以下表参照）
 - ア 特許権を取得した者で、当該特許権を取得した日の前日から３年前までの間において特許権を取得した実績がない者
 - イ 実用新案権を取得した者で、当該実用新案権を取得した日の前日から３年前までの間において実用新案権を取得した実績がない者

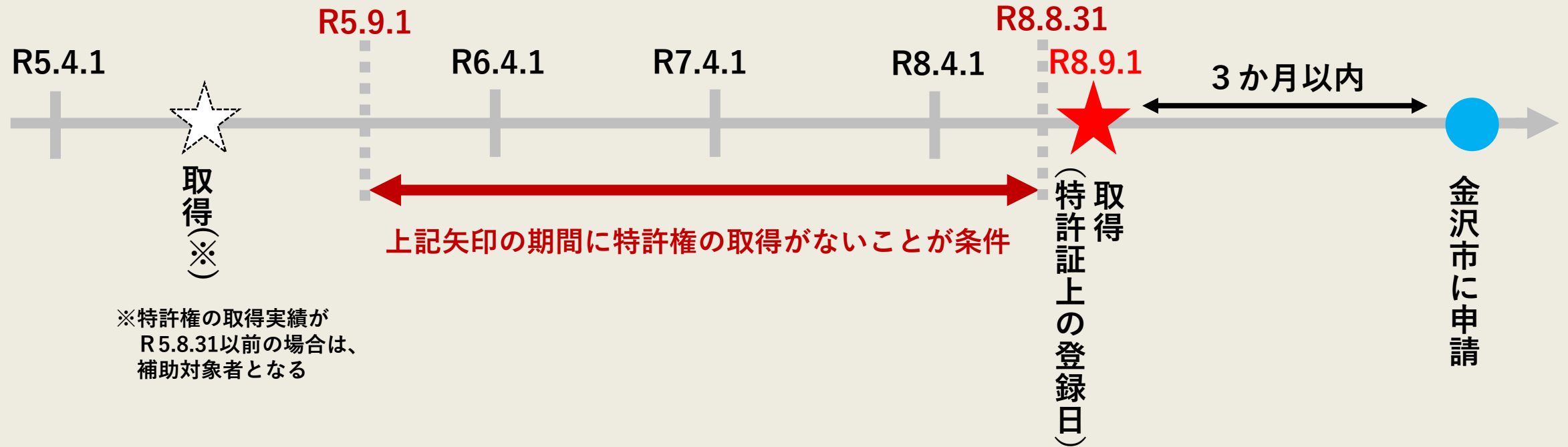
直近３年間における特許権等の取得実績	補助金申請の可否
特許権及び実用新案権	申請不可
特許権のみ	<u>実用新案権の取得について</u> 申請可能
実用新案権のみ	<u>特許権の取得について</u> 申請可能
取得実績なし	特許権及び実用新案権の取得について申請可能

2. 補助対象者

< 補足 > ※実用新案権についても同様

「特許権を取得した者で、当該特許権を取得した日の前日から3年前までの間において特許権を取得した実績がない者」とは

例) **R8.9.1**に特許権を取得した企業においては、
R5.9.1からR8.8.31までに特許権の取得実績がない場合、補助対象者となる（以下図参照）



2. 補助対象者

(4) 次のいずれかに該当する者でないこと

- ・市税を完納していない者
- ・補助対象となる経費に関し、他の助成制度（国、県、その他の助成）を利用する者
- ・暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有すると認められる者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど）及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- ・主たる事業所等の金沢市外移転を行う（検討開始を含む。）者
- ・政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- ・上記のほか、市長が適当でないとする者

(5) 共同出願の場合

- ・補助対象者は共同出願の場合、代表者のみとなります。
※同一の権利についての補助金申請は **1回限り** となります。

2. 補助対象者

中小企業者の範囲

業種	中小企業者の範囲
製造業、その他の業種	資本金の額または出資の総額が 3億円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 300人以下 の会社及び個人
卸売業	資本金の額または出資の総額が 1億円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 100人以下 の会社及び個人
小売業	資本金の額または出資の総額が 5千万円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 50人以下 の会社及び個人
サービス業	資本金の額または出資の総額が 5千万円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 100人以下 の会社及び個人
小規模企業者の範囲	おおむね常時使用する従業員の数が 20人以下 商業・サービス業の場合は 5人以下

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)などは本事業の対象外です。

3. 補助対象経費

補助対象経費

以下の（１）・（２）を対象とします。

- （１）出願料・変更出願料（実用新案権は出願の際に支払う３年分までの登録料を含む）
- （２）出願に係る弁理士費用

※令和８年６月２５日以降、かつ特許権等の登録日以前に支払った経費が対象となります。

補助対象外経費

- ① 補助事業の目的に合致しないもの
- ② 審査請求料・技術評価請求手数料
- ③ 特許料・登録料（実用新案権は出願の際に支払う３年分までの登録料を除く）
- ④ 弁理士への成功報酬
- ⑤ 必要な経理書類（見積書・請求書・領収書等）を用意できないもの
- ⑥ 国、県等の補助金の交付を受けている経費
- ⑦ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

4. 補助率、補助金額等

補助率、補助金額

- (1) 補助率 1 / 2 以内 (中小企業者)
 2 / 3 以内 (小規模企業者)

- (2) 補助金額 1 事業者あたり 1 0 万円以内 (1 万円未満の端数は切り捨て)

対象者	補助率	補助金額
中小企業者	1 / 2	1 0 万円以内 (1 万円未満切り捨て)
小規模企業者	2 / 3	1 0 万円以内 (1 万円未満切り捨て)

5. 手続きについて

(1) **申請期間** 特許権・実用新案権の**登録日**から起算して**3か月以内**

(2) **提出先**

金沢市経済局商工労働課 工業振興係 中小企業国内特許等取得支援事業補助金 担当者 宛

メールにてご提出ください。（紙資料のものもスキャン等にてデータ化した上でご送付ください。）

e-mail : syoukou@city.kanazawa.lg.jp

(3) **提出書類** ※様式は市ホームページよりダウンロードしてください。

○共通

- ①補助金交付申請書（様式あり）
- ②金沢市あて請求書（様式あり）
- ③特許証（もしくは実用新案登録証）の写し
- ④出願時に提出した図面及び要約書の写し
- ⑤補助対象経費の支払を確認できる書類（領収書または振込確認書類）
- ⑥誓約書（様式あり）
- ⑦市税納税状況調査同意書（様式あり）
- ⑧委任状（代理申請の場合）

5. 手続きについて

○法人の場合

- ⑨履歴事項全部証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの）
- ⑩前期、前々期の決算書類
- ⑪役員等名簿

○個人事業主の場合

- ⑫開業届出書または前年・前々年の所得税青色申告決算書、確定申告書
 - ※e-Taxの場合は受信通知を添付
 - ※白色申告の場合は収支内訳書を添付

○小規模企業者に該当する場合

- ⑬小規模企業者の要件に関する証明書（様式あり）

5. 手続きについて

(4) 注意事項

- ・ 提出書類の不備がある場合、受理せず返却する場合がございます。
- ・ 支払の確認書類について、振込先、振込日、振込額などを明確にしてください。
- ・ **支払は原則振込としてください。**
- ・ 交付決定後に、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本事業の交付決定を取り消すとともに、既に交付されている補助金の返還を指示します。
- ・ 事業完了後5年間は、補助事業の関係書類（経費に関する帳簿や支出の根拠となる資料）を保管しなければなりません。

【問い合わせ先】

金沢市経済局商工労働課 工業振興係

所在地 〒920-8577

金沢市広坂1丁目1-1 第一本庁舎 5階

TEL 076-220-2205

E-mail syoukou@city.Kanazawa.lg.jp